令和6年度那覇(アウトバウンド):冬期利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「令和6年度那覇(アウトバウンド):冬期利用促進業務」における受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

１　業務の目的

冬期需要の落込みの解消を目的とし、情報発信を通じて誘客・認知向上と送客を図るものである。

２　事業予算額

4,500,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

３　業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日

４　業務の内容

（１）KPI

　　・旅客数 （令和6年11月～令和7年2月28日）

　　　42,300人（昨年度同月37,618人に対して12％増目標）

 　・周知に関して、貴社独自のインプレッション・リーチ数の設定と効果測定

（２）ターゲット

　　　冬の沖縄の魅力を知らない潜在旅客　※具体的には事前調査で決定

（３）背景

　　・例年冬期の旅客が少ない傾向にあるため、需要の掘り起こしと囲い込みが必要である。

　　・令和4年度沖縄施策アンケート結果ではSNS媒体が効果的であった。

　　・令和4年度、広島で実施のアンケートで、「冬の沖縄でしたいこと」の1位がホエールウォッチングであった。

・冬の沖縄は温暖なためアウトドアアクティビティに適しており、広島東洋カープをはじめ、実業団の

スポーツチームなどが合宿を行っている。

（４）取組内容

　　①　施策の事前事後調査の実施

　　　　事前調査目的

　　　　・広島空港利用意向

・冬期沖縄旅行意向

・ターゲットの把握と媒体選定

・貴社独自のKPI設定

事後調査目的

・広島空港利用意向が増えたかどうか

・キャンペーンの実施効果測定

・課題等の提案

　　②　広告動画・静止画等を作成の上、提案内容を踏まえた媒体で広告を掲出すること。また、

　　　　広告へはANAの広島―那覇便の予約ページリンクを設定することで当該便の旅客数を増加させる。

（予約ページへのクリック数と、可能であればクリック後の予約数も把握する）

　　　　※テレビ番組を除く

　　　　※作成した動画等の著作権は広島空港振興協議会に帰属

　　③　PRには次の(ア)～(エ)のコンテンツを含めること

（ア）ホエールウォッチングの魅力紹介

※那覇市近郊から行ける場所を中心に紹介

※座間味村ホエールウォッチング協会の取組も紹介

（イ）ホエールウォッチング場所への行き方（座間味村含む）

（ウ）冬の沖縄の魅力紹介（冬のアウトドアアクティビティや、過ごしやすさ、スポーツキャンプなど）

（エ）広島空港発着令和6年11月～令和7年2月末までに出発する旅行商品を、JATA中四国支部

（一般社団法人日本旅行業協会）と連携しPR、送客に繋げる。

④　沖縄観光コンベンションビューロー、座間味村ホエールウォッチング協会と連携（取材、

情報サイトリンク、予約リンク等）

⑤　分析・評価等

KPIの達成に向け、PR手法ごとに任意の成果目標及びKPI達成への寄与度の確認方法を事前に定め、アクションプランの提示・実施・進捗状況に応じた改善協議等を行うとともに、事業終了時に実績値の分析や評価を報告

⑥　成果報告書の作成

　　　　今回の結果を踏まえ、中長期的な視点での、冬の旅客数増加に向けて、課題・改善点の提案、実施内容及び結果についての成果報告書の提出（紙媒体及び電子媒体と県庁又は、広島空港での報告会の実施）

５　契約に関する条件等

（１）再委託

受託者は、広島空港振興協議会（以下、協議会）の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、

本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

（２）業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（３）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む、）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

（４）成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

（５）貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。賃与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

（６）次年度の契約

この公募事業による令和6年度（令和6年4月１日以降）の契約を有効とするには、協議会理事会で予算承認が得られることを条件とする。（地方自治法第234条の３の規定に基づく長期継続契約）

６　留意事項

（１）受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

（２）協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

（３）受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。